

副 本

平成27年(ワ)第9688号 損害賠償請求事件

原 告 アグロカネショウ株式会社

被 告 東京電力株式会社

答 弁 書

平成27年5月15日

東京地方裁判所 民事第15部合BはB係 御中

〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目5番2号BUREX麹町

木村・多久島・山口法律事務所(送達場所)

電 話 03-6272-3895

FAX 03-6272-3295

被告訴訟代理人弁護士

木 村 貴



同

宮 原 香



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

1 第1については、認める。なお、原告と被告との間では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により被告所有の福島第一原子力発電所から放射性物質が放出される事故（以下「本件事故」という。）により原告に生じた営業損害の一部請求について係争中であり（貴庁平成24年（ワ）第34151号損害賠償請求事件）、同事件において、原告は被告に対して、本件土地に関する減価償却費も固定費として含む前提で、営業損害（逸失利益）を請求している。

2 第2については、本件事故が発生したこと、原告の福島工場の所在する地域が政府による避難指示の対象となり、その後帰還困難区域に指定されたことは認める。

3 第3については、認める。

4（1）第4の1のうち、本件土地（甲1）の所在等、原告がその福島工場の建物及び本件土地を所有していること、被告が当該建物について本件事故により経済的価値が全部失われたとの前提で損害賠償金を支払ったことは認め、本件土地の経済的価値が全て失われたこと、被告が原告に対し本件土地の時価相当額を支払う義務があることについては争わないが、本件土地の時価の評価方法及び損害額については争う。

なお、被告は、平成24年7月20日に国が公表した「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」（乙1）を踏まえて、同月24日付けのプレスリリース（甲5）により、個人、個人事業主及び中小法人の帰還困難区域に存する宅地・建物の財物価値の喪失・減少分として、本件事故発生当時の財物価値を全額賠償する旨公表したが、いわゆる大企業が避難指示区域内に所有していた宅地の財物価値の減少額について賠償する旨公表したのは、平成25年3月29日付けのプレスリリース（乙2）によってである。また、上記「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方

について」において、政府は、関係市町村等との意見交換を踏まえて、本件事故発生前の不動産の価値の算定について、「宅地については、固定資産税評価額に1.43倍の補正係数をかけて事故前の時価相当額を算定する」との考え方を示している（乙1・2頁）。

(2) 第4の2については、争う。

(3) 第4の3及び4のうち、別紙物件目録記載の各土地が一般財団法人民事法務協会の運営する登記情報提供サービス上各土地の情報を出力した時点でみどり化学株式会社の所有となっていること、別紙物件目録記載の各土地の平成22年1月1日時点の固定資産（補充）課税台帳に記載された評価額の合計額が9118万5059円となること、本件土地の平成22年2月1日時点の固定資産（補充）課税台帳に記載された評価額が5182万2660円であることは認め、みどり化学大熊工場用地の平成22年当時の時価が2億4619万9659円を下回ることはないという点については不知、本件土地の平成22年当時の時価が1億3992万1182円を下回ることがないという点は否認し、その余は争う。

(4) 第4の5については、原告が本件訴訟の提起及び追行を原告訴訟代理人弁護士に依頼したことは認め、弁護士費用のうち1400万円が本件事故と相当因果関係のある損害に該当するとの点については否認し、争う。

5 第5については、原告が被告に対し平成24年11月12日付け相殺通知書（甲38の1）を送付し、同月13日に被告に配達されたこと（甲38の2）は認め、その余は争う。

6 第6の1（1）及び（2）については概ね認める。同（3）のうち、被告が原告に対し、本件土地の賠償額について、平成22年度の固定資産税評価額を1.43倍することで時価相当額を算出する旨説明したことは認めるが、その余は否認する。原告が被告と財物賠償について交渉している中で、その交渉テーマの中心は建物の賠償だったのであり、本件土地については、その平成22

年度の固定資産税評価額に対し、被告が1.43を乗じる方法により評価することを説明し、原告が2.7を乗じるよう求めたという程度の話があっただけであった。これは、国が帰還困難区域内の土地を中間貯蔵施設の用地として収用することになった場合であっても被告が帰還困難区域内の土地の時価相当額を賠償することを、被告が公表したことから、原告として、本件土地が国に収用された後に賠償請求するとの申し出があつたためである。本件土地の賠償については今後さらに交渉を重ねることが予定されていたものであつて、交渉が決裂していたわけではない。

7 第6の3については、争う。

第3 被告の主張・反論

1 本件土地の財物価値の喪失等に係る被告の責任

本件は、原告が被告に対し、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）3条1項に基づき、本件事故により生じた原子力損害、具体的には、原告の所有する本件土地（甲1）の経済的価値が減少ないし喪失したことにより生じた損害の賠償を求めるものである。

原賠法における原子力損害賠償制度は、一般の不法行為の場合と同様、原子炉の運転等の際に原子炉の運転等によって生じた損害を填補することで、被害者を救済することを目的とするものであるところ、同制度のもとで賠償すべき「原子力損害」（同法第2条2項）とは、一般の不法行為があつた場合と同様、もし加害原因がなかったとしたらあるべき利益状態と、加害がなされた現在の利益状態との差であると解するのが一般的である。

この点、本件土地は、被告の福島第一原子力発電所の南方約2キロメートルの地点に所在し、本件事故後、政府による避難指示の対象となり、平成24年12月10日に、避難指示区域見直しに伴い、帰還困難区域（長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らな

いおそれのある、年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域)に設定されたものである。その結果、本件土地については、5年以上の長期間にわたり立入りが制限され使用ができないことが明らかとなった。そうすると、本件土地については、市場価値が失われたものと考えざるを得ないから、本件土地にかかる経済的価値が本件事故発生直前の価値を基準として100パーセント減少(全損)したものであるとして、被告が原告に対し、本件事故のあった平成23年3月11日時点における本件土地の経済的価値(時価)に相当する額を支払う義務があることは争わない。

なお、原賠法18条に基づき原子力賠償紛争審査会が策定した原子力損害の賠償に関する紛争について当事者による自主的な解決に資する一般的な指針である、いわゆる中間指針でも、損害の基準となる財物の価値は、原則として、本件事故発生時点における財物の時価に相当する額とすべきであるとされており(同第3の10(備考)5))(乙3・31頁)、また、いわゆる中間指針二次追補でも、帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により100パーセント減少(全損)したものと推認することができる(同第2の4(指針)I)、(備考)1))(乙4・12頁)。

2 本件事故発生直前における本件土地の経済的価値

- (1) 本件土地の経済的価値(時価)をどのように評価するかが問題となるところ、原告は、①財産評価基本通達に基づく評価額が時価より低く設定されていることから、本件土地の時価は財産評価基本通達に基づく評価額を下回らないことを理由として、②みどり化学株式会社(以下「みどり化学」という。)の大熊工場の所在する土地(以下「みどり化学大熊工場用地」という。)の時価は、その平成22年時点の財産評価基本通達に基づく評価額2億4619万9659円(固定資産税評価額9118万5059円(甲34, 35))×

評価倍率表の倍率2.7倍(甲36))を下回らないとし、③本件土地の平成22年当時の時価は、みどり化学大熊工場用地の時価の56.8324028% (本件土地の平成22年時点の固定資産税評価額5182万2660円(甲37))をみどり化学大熊工場用地の平成22年時点の固定資産税評価額9118万5059円で除したものである1億3992万1182円を下回ることはないと主張する。

要するに、原告の主張は、次のとおり、本件土地の平成22年当時の時価の評価にあたり、本件土地の平成22年時点の固定資産税評価額5182万2660円に、みどり化学大熊工場用地に適用される評価倍率表の倍率2.7を適用するよう求めるものといえる。

$$\begin{aligned} 139,921,182 &= 91,185,059 \times 2.7 \times (51,822,660 \div 91,185,059) \\ &= 51,822,660 \times 2.7 \end{aligned}$$

(2) しかしながら、一般論として、財産評価基本通達に基づく評価額が時価より低く設定されていることを理由として本件土地の時価が財産評価基本通達に基づく評価額を下回らないということができるとしても、本件土地の平成22年時点の固定資産税評価額5182万2660円に、みどり化学大熊工場用地に適用される評価倍率表の倍率2.7を適用する理由がない。

すなわち、財産評価基本通達(乙5)は、相続税・贈与税及び地価税に共通の財産評価に関する基本通達として国税庁が制定しているものであるところ、財産評価基本通達上、土地の価額の評価は時価によることとされ(同1(2))、市街化地域以外の宅地の評価は、原則として倍率方式(固定資産税評価額(地方税法第381条《固定資産課税台帳の登録事項》の規定により土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳(同条第8項の規定により土地補充課税台帳とみなされるものを含む。)に登録された基準年度の価格又は比準価格をいう。)に国税局長が一定の地域ごとにその地域の実情に即するように定める倍率を乗じて計算した金額によって評価する方法)により評価すること

とされ（同 1 1（2），2 1），倍率方式により評価する宅地の価格は，その宅地の固定資産税評価額に地価事情の類似する地域ごとに，その地域にある宅地の売買実例価額，公示価格，不動産鑑定士等による鑑定評価額，精通者意見価格等を基として国税局長の定める倍率を乗じて計算した金額によって評価することとされている（同 2 1-2）。

これに対して，倍率方式により評価する地域に所在する大規模工場用地の価額は，その大規模工場用地の固定資産税評価額に倍率を乗じて計算した金額によって評価することとされ（同 2 2（2）），当該倍率は，その大規模工場用地がその路線（倍率を定める場合は，その大規模工場用地の価額に及ぼす影響が最も高いと認められる路線）だけに接していて地積がおおむね 5 万平方メートルのく形又は正方形の宅地として，売買実例価額，公示価格，不動産鑑定士等による鑑定評価額，精通者意見価格等を基に国税局長が定めるとされている（同 2 2-3）。ここにいう「大規模工場用地」とは，一団の工場用地の地積が 5 万平方メートル以上のものをいうこととされている（同 2 2-2）。

本件土地の地積は，1 万 8 7 2 1 平方メートルであり（甲 3 7），そもそも財産評価基本通達上の「大規模工場用地」に該当せず，また，原告の主張する評価倍率 2. 7 は，国税局長が，大規模工場用地である，みどり化学大熊工場用地について個別に定めたものであり（甲 3 6・3 頁），本件土地に適用するが理由ない。

本件土地に適用される評価倍率は 1. 1 であり（乙 6），原告の主張を前提として，本件土地の時価を計算すると，次のとおり，5 7 0 0 万 4 9 2 6 円となる。

$$57,004,926 = 51,822,660 \times 1.1$$

以上より，原告の主張には理由がない。

3 被告の本賠償手続きにおける時価の評価方法

(1) ところで、被告は、本件事故により被害を受けた方に対し、迅速、公平かつ適正な賠償を行うため、損害の種類に応じて定型の請求書類を用意し、請求者からの請求内容を踏まえて賠償額を提案し、合意書を締結した上で賠償金を支払うなどして、任意の賠償手続き（以下「本賠償手続き」という。）を進めている。

(2) 被告は、本賠償手続きにおいて、土地については、避難指示期間中に生じた市場価値の減少分の賠償を行っているところ、宅地については、平成22年度の固定資産税評価額に1.43を乗じて時価相当額を算出している（乙7）。

これは、次のような理由による。すなわち、固定資産税の課税標準は、賦課期日（毎年1月1日）における固定資産の価格として固定資産課税台帳に登録された金額であり（地方税法349条、349条の2）、その価格とは、適正な時価のことであって（同法341条5号）、一般に、客観的な交換価値、すなわち独立当事者間の自由な取引において成立すべき価格（正常な条件のもとに成立する取引価格）と解されている。従来、土地は、時価を大幅に下回る価格で評価されてきたため、昭和39年以降、その是正が図られてきたところであり、平成6年度からは、土地は基準年度の前年の1月1日の地価公示価格ないし不動産鑑定士の鑑定評価額の7割を目処として評価することとされている（乙8～11）。そこで、本賠償手続きにおいては、時価の7割を目処として決定された土地の固定資産税評価額を1.43倍して適正な時価に引き直すことにより時価相当額を算出することとしたのである。

(3) もっとも、本賠償の手続きは、被告から被害を受けた方に対する損害賠償額の提案と合意により損害賠償を行う任意の手続きであって、請求者から合理的な計算方法により算出した時価相当額が提案されたような場合には、被告において、上記の計算方法以外の方法により算出した時価相当額により賠

償に応じることもある。

(4) 原告は、国税庁が、財産評価基本通達に基づき、不動産鑑定による鑑定等を経て、みどり化学大熊工場用地について、固定資産税評価額の2.7倍という倍率を定めたことを理由として、本件土地について、1.43倍という倍率を適用することが誤りであると主張するようである。この点、国税局長が具体的にいかなる理由により、大規模工場用地である、みどり化学大熊工場用地の評価倍率を2.7と定めたのかは明らかでないものの、財産評価基本通達22-3に従い、売買実例価額、公示価格、不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基に国税局長が個別に定めたことは明らかである。他方、本件土地についても、財産評価基本通達21-2に従い、その地域にある宅地の売買実例価額、公示価格、不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基に国税局長が定めた評価倍率がある以上、財産評価基本通達に従って評価額を算出するのであれば、本件土地についても、その評価倍率を適用しなければ一貫しない。

そうすると、本件土地の時価の評価に当たり、みどり化学大熊工場用地について定められた評価倍率を適用する計算方法が合理的なものとは思われなから、被告としては、かかる計算方法によることはできない。

4 結論

以上より、被告が原告に対し、本件事故のあった平成23年3月11日時点における本件土地の時価に相当する額を支払う義務があるとしても、原告の主張する本件土地の時価の評価方法及び損害額により損害賠償金を支払う理由はない。

証 拠 方 法

- 1 乙第1号証 「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」
- 2 乙第2号証 プレスリリース
- 3 乙第3号証 中間指針
- 4 乙第4号証 中間指針二次追補
- 5 乙第5号証 財産評価基本通達（抜粋）
- 6 乙第6号証 福島県双葉郡大熊町の平成22年分の倍率表
- 7 乙第7号証 本賠償手続における請求書類（「中小法人さま以外の法人さまを対象とした償却資産、棚卸資産、土地、立木の賠償について」）
- 8 乙第8号証 総合土地政策推進要綱（平成3年1月25日閣議決定）
- 9 乙第9号証 平成6年度評価替えの基本方針
- 10 乙第10号証 「固定資産評価基準の取扱いについて」の依命通達の一部改正について
- 11 乙第11号証 固定資産評価基準

附 属 書 類

- | | |
|---------------------|-----|
| 1 答弁書写し | 1通 |
| 2 証拠説明書 | 1通 |
| 3 乙第1号証から第11号証までの写し | 各1通 |
| 4 訴訟委任状 | 1通 |

以 上